

行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

記

1. 対象営業所 みなと観光バス本社営業所
2. 処分内容 輸送施設の使用停止（20日車 2両）
3. 指摘事項および違反条項
 - ①事業計画の変更認可違反（道路運送法第15条第1項）
 - ②運賃料金上限認可違反（道路運送法第9条第1項）
4. 当処分にに基づき講じた措置
 - ①については、利用券の車内販売を取り止めました。
 - ②については、上記改善により違反事項は解消しました。
5. 処分を受けた日 平成28年8月5日

以上